

# 議会改革の取組に関する決議

川俣町議会改革の取組として、次の事項を進める。

## 記

### 1 議会・議員の役割・あり方

#### (1) 議会改革の継続的取組

町民の期待に応え、議会改革を住民の目に見えるかたちで表し、議会として、住民福祉の向上を追求し、実現させていかなければならない。議会改革を不断の取組として位置づけ、確実なものとするため、行動計画書等具現化のための仕組みについて、適宜検討のうえ、全員協議会で協議しながら進める。

#### (2) 議員研修と資質向上

- ① 総務産業常任委員会及び厚生文教常任委員会の2つの委員会（以下、「政策系2つの常任委員会」という。）の所管事務調査（先進地調査）を実施したときは、各委員が調査報告書を作成し、委員長に提出する。（※委員長は、川俣町議会会議規則（以下、「規則」という。）第77条に基づく報告書を作成する。）
- ② 報告書は、議会で報告するにとどまらず、調査結果が町政並びに住民福祉の向上のため活かされるよう、報告会の開催や提言書の提出等、各委員会で検討する。
- ③ 常任委員会及び議会運営委員会については、議員の経験と知識を高める絶好の機会である。現在は議員の任期と同じ4年の任期となっているが、任期の途中であっても所属委員の交代が認められるよう2年に改める。その他の役職等についても、議員が、幅広く経験と知識が得られるよう配慮する。

#### (3) 議会の政策提言

- ① 政策系2つの常任委員会においては、所管事務について、町政進展上の課題となっている事象の把握に努め、調査し、協議、検討のうえ、一定の結論が導かれたときは、町長に対し政策として提言できるような運営（政策サイクル等恒常的な取組）に努める。
- ② また、政策系2つの常任委員会の運営において、議会本来の役割である「批判と監視」「意思決定」を重視し、2で提案する「議会モニター」の活用に努める。

## 2 議会への住民参加

### (1) 議会モニター等議会への住民参加

議員のなり手不足の課題、議会への理解促進、地方自治制度の持続的発展のため、「議会モニター制度」は有効であると考えられるので、議会運営委員会において、制度の検討、創設を図る。

## 3 議会の機能強化、議会運営の適正化

### (1) 一般質問、質疑等の発言

議員は、会議中、一般質問や質疑を行う目的と効果をよく見定めて発言するとともに、単なる事務的な見解を質すもの、説明を求めるだけの内容に終始するなど、改善の余地があると判断されるときは、議会運営委員会において、適宜検討のうえ、議員申し合わせを行う。

### (2) 規則、申し合わせ事項の確認と厳守

規則のほか、川俣町議会運営に関する基準等のうち、運営に支障が生じると判断される規定から順次、議会運営委員会において検討のうえ速やかに改正する。また、その他の事項については、議会運営委員会で議員申し合わせを提案のうえ、全議員で共有し、運用の徹底を図る。

### (3) 議選監査委員制度の運用

議会から選出される監査委員については、現行の制度を運用しながら、予算決算常任委員会の審査が円滑に、議論の余地なく運営されるよう、配慮した決算審議のあり方について、議会運営委員会において継続協議する。

### (4) 議会DXと議会ICTの推進

- ① 議会DX、ICT推進について、議会運営委員会において、推進組織、スケジュール等について調査、検討し、順次方針を示す。
- ② 特にタブレット端末については、各種計画書や例規集等、膨大な資料を格納しデータベース化することができ、議会運営の効率化や、議員の資質向上に大きな成果が期待されるので、通信環境の整備と貸与、運用規定等の整備について検討する。
- ③ そのほか、SNS等により効果的な情報公開、共有についても検討を進める。
- ④ 町長においては、必要な予算の確保に特段の配慮をされたい。

### (5) 政策系2つの常任委員会の機能強化（一部再掲）

- ① 政策系2つの常任委員会においては、所管事務について、町政進展上の課題となっている事象の把握に努め、調査し、協議、検討のうえ、一定の結論が導かれたときは、町長に対し政策として提言できるような運営（政策サイクル等恒常的な取組）に努める。
- ② また、政策系2つの常任委員会の運営において、議会本来の役割である「批判と監視」「意思決定」を重視し、2で提案する「議会モニター」の活用に努める。
- ③ 常任委員会及び議会運営委員会については、議員の経験と知識を高める絶好の機会である。現在は議員の任期と同じ4年の任期となっているが、任期の途中であっても所属委員の交代が認められるよう2年に改める。

#### 4 議員報酬、議員待遇

##### (1) 議員報酬の改定

第32次地方制度調査会答申において「議員報酬については、主として小規模市町村において、それだけでは生計を維持できないほどの低水準であり、そのことが議員のなり手不足の要因であるとの議論がある」と指摘されている。

全国町村議会議員報酬の平均が21.6万円であるのに対し、勤労者世帯の世帯主定期収入が33.0万円でありその差は11.4万円である。市議会議員の議員報酬平均は33.3万円である。全国的な課題となっているにもかかわらず、実際は、地域が自ら地方自治について考え、維持、発展させるために必要な議員報酬額がいくらであるのか、判断しなければならない。

議員各位は、自ら研鑽と住民意見の反映に努めるとともに、議会改革を住民の目に見えるかたちで表し、議会として、住民福祉の向上を追求し、実現させていかななければならない。そのうえで、将来にわたって持続可能な議員報酬について提案し、住民の理解のもと、上昇改定を目指すべきである。

町長は、議員の職責を深く理解するとともに、ともに地方自治の一翼を担うべき、将来も見据えた議会議員の適正な報酬額について検討し、早急に、報酬審議会に諮問されたい。

報酬審議会の委員の選任に当たっては、議会議員の活動についてよく知る町民等から選任されるとともに、議会から直接説明できる機会を十分に設けられたい。

適正な報酬額の算定に当たっては、原価方式を参考にされるとともに、議会改革によって増大する活動量を適切に見込まれるよう意見する。

##### (2) 議員定数の堅持

現在の議員定数は12人であり、政策系の常任委員会1委員会あたりの人数

は6人となっている。町村議会議長会報告書に、「討議できる人数として一常任委員会につき少なくとも7、8人を定数基準としたい（予算決算等の常任委員会、広報広聴等の常任委員会等は除く）」とされる人数を既に下回っている人数であり、これ以上の削減は、議会力の低下であり議会制民主主義の弱体化である。

将来にわたって、議会の機能を維持、向上させていくためにも、これ以上の定数削減は断固として容認すべきではない。

議員定数12人を堅持すること。

以上、決議する。

令和4年12月7日

福島県伊達郡川俣町議会